

平成21年1月から産科医療補償制度がスタートしました

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合の「出産育児一時金（家族出産育児一時金）」の法定支給額が38万円になり、付加金と合わせて50万円になりました。

産科医療補償制度は、妊婦の皆さまが安心してお産できるように、分娩機関が加入する制度であり、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児およびその家族の経済的負担の補償と、脳性まひの原因分析・再発防止の機能を併せ持つ制度です。

出産育児一時金の法定支給額は、従来の35万円に、補償のために分娩機関を通じ保険会社に支払われる掛金3万円を上乗せして給付します。なお、制度に未加入の分娩機関で出産した場合は従来通り35万円となります。

※平成21年1月1日以降の出産についての出産育児一時金の請求書には分娩機関が発行する領収書のコピーの添付が必要となりますので提出時にはご注意ください。
(産科医療補償制度加入の分娩機関の領収書には制度対象分娩であることの証明印が押されていますが、加入していない分娩機関もありますのでご注意ください)



詳細につきましては、健保ホームページの“出産したとき”をご覧ください <http://www.yokogawakenpo.or.jp>

70歳から74歳の医療費の窓口自己負担割合は1割に据置き

平成21年4月より1割から2割負担（現役並み所得者は除く）に変更になる予定でしたが、平成22年3月31日まで1割負担に据え置かれます。

75歳到達月における自己負担限度額の特例

75歳到達月については、75歳到達前の医療保険制度（横河電機健康保険組合）と75歳到達後の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の2つの医療保険制度にまたがるため、それぞれの制度で自己負担限度額までの負担が必要であり、これまでは自己負担が最大で2倍になる可能性がありました。

今回、75歳到達月の自己負担が変動しないように、それぞれの自己負担限度額を本来の額の2分の1とするよう法改正が行われ、これにより、誕生月の自己負担限度額の合計は前月と同様になります。

※平成20年4月1日以降の診療分に遡及適用されます。

平成21年度

保健事業のご案内

主な項目をお知らせします

● 保健指導宣伝

- ホームページの拡充
(最新情報の提供、利便性の向上につなげる)
- 機関誌の発行（「けんぼだより」を定期的に発行）
- 講演会・研修会等の開催
(介護・健康教室、メンタルヘルス)
- 「赤ちゃん和妈妈」(第一子誕生の希望者) 配付
- 健康管理に関するパンフレットの配付 その他

● 疾病予防

- 特定健診・特定保健指導
- 人間ドック
- 生活習慣病健診
- 女性健診
- 主婦健診
- 歯科健診
- 健康電話相談
(医療スタッフと電話で相談できる外部業者と契約)
…被保険者と家族の健康に関する相談ができます

● 体育奨励

- 健康の維持・増進および生活習慣病の予防・改善
「健康日本21」の考えに基づき「歩け歩け運動」を推進等
- スポーツクラブの利用補助

● 保養所

- 契約保養所の利用補助

● 健康推進委員会

- 「健康日本21」の考えに基づき、健康の保持・増進および生活習慣病の予防改善につなげていくために、特に疾病予防事業について、専門職（看護師、保健師等）と共に検討する場

● 高額医療費貸付、出産費貸付事業等

● 体育館の維持